

令和 8 年度 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和 8 年 9 月 1 1 日

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

受付期間 令和 8 年 9 月 14 日（月）～令和 8 年 10 月 9 日（金）
考 査 日 ※日時は別途連絡します。

●県庁健康づくり支援課で勤務する臨時的任用職員（管理栄養士、栄養士又は行政事務：1 人）を募集します。

・ 臨時的任用職員： 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

・ 勤 務 予 定 期 間： 令和 8 年 10 月 23 日（金）から令和 9 年 1 月 31 日（日）まで

※ 更新により最長 1 年程度まで延長する場合があります。

※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

1 採用職種・人数等

職 種	人数	業務内容	勤務場所
管理栄養士、栄養士 又は行政事務	1 人	食育や健康づくり施策に関する企画立案・調査等の業務	県庁 福祉保健部 健康づくり支援課

2 応募の要件等

（1）資格要件

次のア又はイのいずれかに該当し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人

ア 管理栄養士、又は栄養士の資格を有する人

イ 高校卒業程度の学力を有する人

（2）その他

ア 当課で臨時的任用職員として勤務できる年数は連続して 3 年までとなりますので、当課で臨時的任用職員としての勤務が連続 3 年を超える見込みの人は応募できません。

イ 次のいずれか（地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項）に該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	会 場	住所・電話番号
※日時は別途連絡します。	新潟県庁内会議室	新潟市中央区新光町4-1 TEL:025-280-5196

(2) 選考考査の内容

項 目	内 容
面接考査 〔受付後に宣誓書に必要事項を記入していただきます。〕	臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験にあたっての留意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場にお越しください。遅刻者は受験できません。
- イ 黒のボールペンを必ず持参してください。受付後、宣誓書に必要事項を記入していただきます。
- ウ ごみは、各自持ち帰ってください。
- エ 考査の日時やその他の連絡事項をお知らせする場合は、事前に履歴書等で提供いただく電話番号に連絡いたします。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、決定後速やかに郵送で通知します。

5 個人情報の開示について

この考査の結果については、新潟県個人情報保護条例第25条の規定に基づき、次のとおり口頭で開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接開示場所へおいでください。なお、電話による請求はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示時期	開示時間	開示場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間 （土・日、祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで	福祉保健部 健康づくり支援課

6 勤務予定期間

- 令和8年10月23日（金）から令和9年1月31日（日）まで
- ※ 更新により最長1年程度、延長する場合があります。
- ※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後1時まで）

(2) 給与（月額）

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22歳）の場合、概ね月額230,000円です。

(3) 諸手当

ア 時間外勤務手当、休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用された地方公務員であるため、一般の職員と同様、次のような行為は禁止されています。

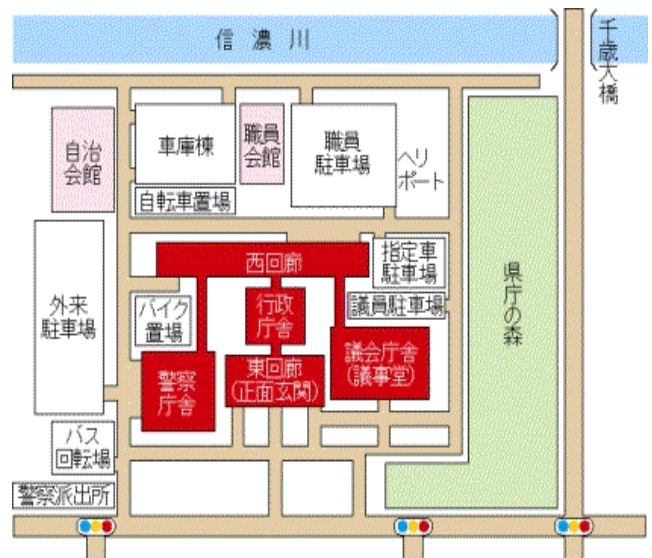
〔例〕・職務上知り得た秘密を漏らすこと

・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記（4）の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記載し、写真を貼付したもの （イ）ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記載し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込」と朱書きしてください。 ※ 面接の日時、会場を電話で連絡するので、履歴書には日中連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。 ※ <u>インターネットやメール等で申し込むことはできません。</u>
(2) 添付書類	「資格要件」を証明する書類が必要です。次のいずれかを必ず添付してください。 ①資格免許証（写し）②資格を証明する書類（原本）
(3) 申込受付期間	令和8年9月14日（月）から令和8年10月9日（金）まで
(4) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(5) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県福祉保健部健康づくり支援課（県庁行政庁舎12階） 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5196（直通）

考查会場案内図



- ◆ JR新潟駅から
- ・万代口バスターミナルから
「S2 鳥屋野線」乗車 ⇒「県庁前」バス停下車（所用時間約25分）
「S3 水島町線」乗車 ⇒「県庁前」バス停下車（所用時間約20分）
 - ・南口バスターミナルから
「C1 県庁線」乗車 ⇒「県庁前」バス停下車（所用時間約20分）
- ◆ 主な高速バスは「県庁東」バス停に停車します。